

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》 関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1 ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項《森林経営計画の変更の特例》の規定による……</p> <p>（注） ……又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項の規定による……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（国土利用計画法の届出をして買い取られる場合）</p> <p>31の2-27 ……6週間を経過した日（同日前に都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）から国土利用計画法第27条の5第3項（同法第27条の8第2項において準用する場合を含む。）に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下この項において同じ。）……。</p> <p>(1) ……</p>	<p style="text-align: center;">措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》 関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1 ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項《森林経営計画の変更の特例》の規定による……</p> <p>（注） ……又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（国土利用計画法の届出をして買い取られる場合）</p> <p>31の2-27 ……6週間を経過した日（同日前に都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）から同法第27条の5第3項（同法第27条の8第2項において準用する場合を含む。）に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下この項において同じ。）……。</p> <p>(1) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28</p> <p>.</p> <p>(注)、同条第3項の規定の適用を受けた者は同条第8項の規定により修正申告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第23項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第16項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間(以下この項において「予定期間」という。)の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、措置法第31条の2第7項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第3項に規定する政令で定めるやむを得ない事情による予定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p> <p>(優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等)</p> <p>31の2-32</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)</p> <p>31の3-27 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡をし、同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により同条第2項に規定する取得期限までに同条第1項に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特例を受けられないこと</p>	<p>(2)</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28</p> <p>.</p> <p>(注)、同条第3項の規定の適用を受けた者は同条第7項の規定により修正申告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等)</p> <p>31の2-31</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)</p> <p>31の3-27 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡をし、第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに第36条の2第1項に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特</p>

改正後	改正前
<p>となった場合には、その者が当該取得期限の属する年の翌年4月30日までに措置法第36条の3第2項の規定による修正申告書の提出をするときに限り、当該資産の譲渡については措置法第31条の3第1項の規定の適用をすることができることとする。</p> <p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（除却される資産の損失に対する補償金）</p> <p>33-31の2 措置法第33条第3項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、同法第78条第1項の規定による補償金を取得するとき」における当該補償金とは、同法第78条第1項《移転等に伴う損失補償》の規定に基づき施行者が支払う補償金のうち、当該除却される資産自体について生ずる損失に対する補償金に限られることに留意する。</p> <p>（借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合）</p> <p>33-31の3</p> <p>（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等）</p> <p>33-49の2 措置法第33条第7項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第14条第8項に規定する申請書を措置法第33条第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第2項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第33条の5第1項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法第33条第7項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第2項に規定する政令で定める場合に該当するとして取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p>	<p>例を受けられないこととなった場合には、その者が当該譲渡の日の属する年の翌々年4月30日までに第36条の3第2項の規定による修正申告書の提出をするときに限り、当該資産の譲渡については第31条の3第1項の規定の適用をすることができることとする。</p> <p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（新設）</p> <p>（借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合）</p> <p>33-31の2</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（代替住宅等とともに取得する清算金）</p> <p>33の3-1 <u>措置法第33条の3第8項に規定する代替住宅等とともに清算金を取得する場合には、当該清算金は土地区画整理法第90条《所有者の同意により換地を定めない場合》の規定によりその宅地の全部又は一部について換地を定められなかったことにより支払われるものに該当するので、同項に規定する換地処分により譲渡した土地等のうち当該清算金の額に対応する部分については、措置法第33条第1項又は第33条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>（換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合）</p> <p>33の3-2 <u>措置法第33条の3第8項に規定する換地処分により譲渡した土地等の全部又は一部に棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合において、当該換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第15条第1項《清算金に代わる住宅等の給付》に規定する住宅又は同条第2項に規定する住宅等を取得したときは、措置法第33条の3第12項の規定により、当該住宅又は当該住宅等（以下この項において「清算金に代えて取得をする住宅等」という。）のうち当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等に対応する部分は同条第1項に規定する清算金に、当該対応する部分の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなされて、当該対応する部分の価額は、事業所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなることに留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合における当該対応する部分の価額は、当該清算金に代えて取得をする住宅等の価額に、換地処分により譲渡した土地等の価額に占める当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等の価額の割合を乗じて計算した金額とする。</u></p> <p>（申告手続）</p> <p>33の3-3 <u>措置法第33条の3第1項、第2項、第4項又は第6項の規定は、これらの項の規</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>定の適用を受けるための確定申告書及び証明書類の提出をすることなく、適用することに留意する。</u></p> <p><u>なお、同条第8項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地地区画整理事業の施行者から交付を受けた措置法規則第14条の3に規定する書類の添付がある場合に限り、適用することに留意する。</u></p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>33の4-8 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、<u>第5号の11、第5号の12</u>、第8号又は・・・・・・、措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、<u>第5号の11、第5号の12</u>、第8号又は第11号に掲げる証明書は、これらの規定に規定する者で代行買収者以外の者が発行することに留意する。</p> <p>措置法第33条の5《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等》関係</p> <p>(代替資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>33の5-1 措置法第33条第2項において準用する同条第1項(措置法第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が措置法第33条第2項に規定する<u>取得指定期間</u>内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・、この場合の当該資産を取得した日とは、同項に規定する<u>取得指定期間</u>を経過する日をいうものとして取り扱うこととする。</p> <p>また、同項に規定する<u>取得指定期間</u>内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・。</p>	<p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>33の4-8 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第8号又は・・・・・・、措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第8号又は第11号に掲げる証明書は、これらの規定に規定する者で代行買収者以外の者が発行することに留意する。</p> <p>措置法第33条の5《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等》関係</p> <p>(代替資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>33の5-1 措置法第33条第2項において準用する同条第1項(第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が措置法第33条第2項に規定する<u>期間</u>内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・、この場合の当該資産を取得した日とは、同項に規定する<u>期間</u>を経過する日をいうものとして取り扱うこととする。</p> <p>また、同項に規定する<u>期間</u>内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
-------	-------

措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

(買換資産の改良、改造等)

36の2-12 ……、買換資産の取得期間（措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の12月31日（同条第2項の規定に該当する場合にあつては譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から同項に規定する取得期限）までの間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。）内にされた……。

- (1) ……
- (2) ……
- イ ……
- ロ ……

(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)

36の2-16 ……。

(1) ……、その契約の締結後に生じた災害（その災害について措置法第36条の2第2項括弧書の取得期限の延長の承認を受けている場合のその災害を除く。）その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により……。

- (2) 買換資産に該当する家屋を取得期限（措置法第36条の2第2項に規定する「取得期限」をいう。36の3-1において同じ。）の属する年の翌年12月31日までに取得し、……。
- (注) ……
- (1) ……
- (2) ……

(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)

36の2-19 ……。

(1) ……

イ ……

措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

(買換資産の改良、改造等)

36の2-12 ……、買換資産の取得期間（措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の12月31日（同条第2項の規定に該当する場合にあつては譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日）までの間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。）内にされた……。

- (1) ……
- (2) ……
- イ ……
- ロ ……

(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)

36の2-16 ……。

(1) ……、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により……。

- (2) 買換資産に該当する家屋を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得し、……。
- (注) ……
- (1) ……
- (2) ……

(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)

36の2-19 ……。

(1) ……

イ ……

改正後	改正前
<p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……、買換資産をその居住の用に供すべき期間（措置法第36条の2第1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項に該当する場合には、<u>買換資産の取得の日の属する年の翌年12月31日</u>）までの期間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。）内に、……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p>2 ……。</p>	<p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……、買換資産をその居住の用に供すべき期間（措置法第36条の2第1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項に該当する場合には、<u>譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日</u>）までの期間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。）内に、……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p>2 ……。</p>
<p>(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)</p> <p>36の2-22 ……、措置法規則第18条の4第5項に規定する登記事項証明書、……。</p> <p>……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>1 ……。</p> <p>2 ……。</p>	<p>(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)</p> <p>36の2-22 ……、措置法規則第18条の4第4項に規定する登記事項証明書、……。</p> <p>……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>1 ……。</p> <p>2 ……。</p>
<p>措置法第36条の3《特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等》関係</p>	<p>措置法第36条の3《特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等》関係</p>
<p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>36の3-1 ……。</p> <p>(1) その者が<u>取得期限までに買換資産の取得をしていない場合</u>において納付すべきこととなる買換資産の取得価額の見積額（以下この項において「見積額」という。）に対応する所得税の額 <u>当該取得期限</u></p> <p>(2) その者が<u>取得期限までに買換資産を取得し、</u> …… <u>当該取得期限</u></p>	<p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>36の3-1 ……。</p> <p>(1) その者が<u>当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をしていない場合</u>において納付すべきこととなる買換資産の取得価額の見積額（以下この項において「見積額」という。）に対応する所得税の額 <u>当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日</u></p> <p>(2) その者が<u>当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産を取得し、</u> …… <u>当該</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) その者が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から取得期限までの間に取得した買換資産をその取得の日の属する年の翌年12月31日までに・・・・ 当該取得の日の属する年の翌年12月31日</p> <p>(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)</p> <p>36の3-2 ・・・・・、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあつては、<u>買換資産の取得の日の属する年の翌年12月31日</u>。以下この項において同じ。）までに・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・。</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>37-1 ・・・・・、これらの規定の適用を受けないときにおいても、<u>措置法第37条</u>の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(削 除)</p>	<p><u>譲渡の日の属する年の翌年12月31日</u></p> <p>(3) その者が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から<u>当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日</u>までの間に取得した買換資産を当該譲渡の日の属する年の<u>翌々年12月31日</u>までに・・・・ 当該譲渡の日の属する年の<u>翌々年12月31日</u></p> <p>(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)</p> <p>36の3-2 ・・・・・、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあつては、<u>譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日</u>。以下この項において同じ。）までに・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・。</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(収用等をされた資産についての適用除外)</p> <p>37-1 ・・・・・、これらの規定の適用を受けないときにおいても、<u>同法第37条</u>の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(農業の用に供される資産の用途)</p> <p>37-6 <u>措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に規定する「農業の用に供される土地等、建物又は構築物」には、これらの資産でその所有者の営む農業の用に供されているもののほか措置法令第25条第2項に規定する貸付け等の用に供されているものも含まれるが、同号の下欄に規定する認定農業者又は認定就農者（以下この項において「認定農業者等」という。）の農業の用に供されるものは、認定農業者等が取得した同号の下欄に規定する土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、当該認定農業者等の営む農業の用に供されるものに限られることに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10 措置法第37条第1項の表のいずれかの号の下欄に該当する土地等を2以上(同表の第7号の下欄に該当する土地等について、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、・・・・・・、集中地域(東京都の特別区を除く。)(措置法第37条第10項第2号に規定する地域をいう。以下37の3-1までにおいて同じ。)又は・・・・・・。)</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) 「集中地域」とは、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する集中地域をいい、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11 ・・・・・・、納税者が措置法令第25条第24項又は第25項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により、・・・・・・。</p> <p>また、同表の第7号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、・・・・・・又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に同号の下欄に該当する土地等を取得して、措置法第37条第10項の規定により・・・・・・。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10 措置法第37条第1項の表のいずれかの号の下欄に該当する土地等を2以上(同表の第9号の下欄に該当する土地等について、同条第9項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、・・・・・・、集中地域(東京都の特別区を除く。)(措置法第37条第9項第2号に規定する地域をいう。以下37の3-1までにおいて同じ。)又は・・・・・・。)</p> <p>・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) 「集中地域」とは、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する集中地域をいい、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11 ・・・・・・、納税者が措置法令第25条第23項又は第24項の規定により、・・・・・・。</p> <p>また、同表の第9号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、・・・・・・又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に同号の下欄に該当する土地等を取得して、同条第9項の規定により・・・・・・。</p> <p>(面積制限の異なる買換資産がある場合)</p> <p>37-11の2 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に規定する買換資産のうちに措置法令第25条第16項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、納税者が計算したところに基づき、同号の上欄に規定する譲渡資産である土地等を当該10倍の面積制限に係る土地等に対応する部分と当該5倍の面積制限に係る土地等に対応する部分とに区分して、買換資産の判定を行うのであるが、当該譲渡資産のうち譲渡があったものとされる部分の収入金額は、この区分にかかわらず、当該譲渡資産の譲渡の対価の総額と当該判定の結果買換資産とされる部分の取得に要した金額及び改良費の額の合計額とを基礎として計算することに留意す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(「<u>工場等</u>として使用されている建物」の判定)</p> <p>37-11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「建物」とは、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下37-11の9までにおいて「<u>工場等</u>」という。)として使用されている建物(……)をいうのであるが、一の建物に<u>工場等</u>として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、<u>工場等</u>として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</p> $\frac{\text{当該建物のうち工場等として専ら使用されている部分の床面積 } A}{\text{当該建物のうち工場等として使用されている部分} + \text{その他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{専ら使用されている部分の床面積}}$ <p>(注) 措置法第37条第1項の表の第3号の上欄の括弧内に規定する建物について、一の建物に事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下37-11の8において「<u>事務所等</u>」という。)として使用されている部分とその他の部分とがある場合についても、同様とする。</p> <p>(<u>工場等</u>として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等)</p> <p>37-11の8 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、<u>工場等</u>として使用されている建物の敷地の用に供されている当該建物を所有する者が有する土地等をいい、一の建物に<u>工場等</u>として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、土地等のうち<u>工場等</u>として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</p> $\frac{\text{当該土地等のうち工場等の敷地として専ら供されている部分の面積}}{\text{当該土地等のうち工場等として使用されている部分} + \text{その他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物の床面積のうち37-11の7の算式により計算した工場等として使用されている部分の床面積}}{\text{当該建物の床面積}}$ <p>(注) 1 譲渡した土地等が<u>工場等</u>として使用されている建物の「敷地」に該当するかどうかは、……。</p> <p>2 措置法第37条第1項の表の第3号の上欄の括弧内に規定する建物について、一の建物に<u>事務所等</u>として使用されている部分とその他の部分とがある場合の土地等</p>	<p>る。</p> <p>(「<u>事務所等</u>として使用されている建物」の判定)</p> <p>37-11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄及び第4号の上欄の<u>かっこ</u>内に規定する「建物」とは、<u>事務所</u>、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下37-11の9までにおいて「<u>事務所等</u>」という。)として使用されている建物(……)をいうのであるが、一の建物に<u>事務所等</u>として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、<u>事務所等</u>として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。</p> $\frac{\text{当該建物のうち事務所等として専ら使用されている部分の床面積 } A}{\text{当該建物のうち事務所等として使用されている部分} + \text{その他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{専ら使用されている部分の床面積}}$ <p>(注) 譲渡した土地等が<u>事務所等</u>として使用されている建物の「敷地」に該当するかどうかは、……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>のうち事務所等として使用されている建物の部分についても、同様とする。</u></p> <p>(土地等と建物の所有期間が異なる場合の買換えの適用) 37-11の9 その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えない建物で<u>工場等</u>として使用されているものを譲渡する場合には、.</p> <p>(削 除)</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) 37-11の13 措置法第37条第1項の表の<u>第7号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、.</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定) 37-11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第7号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が. (1) (2) (注)</p> <p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定) 37-12 措置法第37条第1項の表の<u>第2号</u>の上欄に規定する.</p> <p>(資本的支出) 37-15、次に掲げる改良、改造等が同条第3項に規定する年中若しくは期間内又は同条第4項に規定する取得指定期間内に行われる場合には、. (1) (2)</p>	<p>(土地等と建物の所有期間が異なる場合の買換えの適用) 37-11の9 その譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えない建物で<u>事務所等</u>として使用されているものを譲渡する場合には、.</p> <p>(農地等が共有地である場合等の面積) 37-11の12 <u>37-11の4から37-11の6までの土地等の譲渡をし、又は取得をした場合における措置法第37条第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、これらの通達に定める面積によることに留意する。</u></p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) 37-11の13 措置法第37条第1項の表の<u>第9号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、.</p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定) 37-11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第9号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が. (1) (2) (注)</p> <p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定) 37-12 措置法第37条第1項の表の<u>第3号</u>の上欄に規定する.</p> <p>(資本的支出) 37-15、次に掲げる改良、改造等が同条第3項又は第4項に規定する年中又は期間内に行われる場合には、. (1) (2)</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2。ただし、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合において、.、納税者が計算したところに基づき、同表の第7号の上欄に規定する譲渡資産を、.。</p> <p>(注) 1、納税者が措置法令第25条第24項又は第25項の規定により、.。 2。同表の第7号の下欄に規定する買換資産を、.。</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37-28、その見込みに応じて措置法令第25条第24項の規定により譲渡資産を区分して.、改めて措置法令第25条第24項の規定により.。</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第7号の上欄に該当し、.、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第7号の下欄に規定する.。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37-29、第5項各号及び第6項各号《買換え証明書》に掲げる資産(同条第5項第8号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第7号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)について.。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)</p> <p>37-30 措置法第37条第8項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第18条の5第7項に規定する申請書を措置法第37条第8項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第4項に規定する取得指定期間(以下この項において「取得指定期間」という。)の末日の属する年の翌年3月15日(同日が措置法第37条の2第2項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限)までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法第37条第8項の規定の適用を受けた場合には、その後に措置法令第25条第17項に規定するやむを得ない事情による取得指定期間の延長を行うことはできないことに留</p>	<p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2。ただし、同条第9項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合において、.、納税者が計算したところに基づき、同表の第9号の上欄に規定する譲渡資産を、.。</p> <p>(注) 1、納税者が措置法令第25条第23項又は第24項の規定により、.。 2。同表の第9号の下欄に規定する買換資産を、.。</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37-28、その見込みに応じて措置法令第25条第23項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により譲渡資産を区分して.、改めて措置法令第25条第23項の規定により.。</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第9号の上欄に該当し、.、同条第9項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第9号の下欄に規定する.。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37-29、第5項各号及び第6項各号《買換え証明書》に掲げる資産(同条第5項第10号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第9号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。)について.。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>意する。</p> <p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1。ただし、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で、.、納税者が計算したところに基づき、同表の第7号の規定の適用を受けた譲渡資産を、.。</p> <p>.。</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(3)</p> <p>.</p> <p>(注)。</p> <p>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>37の3-1の2若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第7号に係るものに限る。)、同項に規定する買換資産の同条第4項に規定する取得指定期間を経過する日をいうものとして取り扱うこととする。</p> <p>.若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第7号に係るものに限る。)。</p> <p>(注)。</p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について措置法第11条から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第12条第3項及び第13条の3から第15条までの規定の適用を受けることが</p>	<p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1。ただし、同条第9項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で、.、納税者が計算したところに基づき、同表の第9号の規定の適用を受けた譲渡資産を、.。</p> <p>.。</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(3)</p> <p>.</p> <p>(注)。</p> <p>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>37の3-1の2若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第9号に係るものに限る。)、同項に規定する買換資産の取得期間を経過する日をいうものとして取り扱うこととする。</p> <p>.若しくは当該買換資産(同条第1項の表の第9号に係るものに限る。)。</p> <p>(注)。</p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について同法第11条から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第14条及び第15条の規定の適用を受けることができる期間は、.。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>できる期間は、・・・・・・・・。</p> <p>(注)1,それが一旦事業の用に供された後に・・・・・・・・。</p> <p>2 例えば、措置法第12条第3項に規定する産業振興機械等(以下「産業振興機械等」という。)について、措置法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦事業の用に供された後にその取得の日から1年以内に事業の用に供されなくなったため同項の規定の適用がないこととなったときにおいても、その後当該産業振興機械等を事業の用に供したときは、当初に事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間については、措置法第12条第3項の規定の適用を受けることができる。ただし、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き事業の用に供しなかったため措置法第37条第1項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち事業の用に供している期間については、措置法第12条第3項の規定の適用を受けることができる。</p>	<p>(注)1,それがいったん事業の用に供された後に・・・・・・・・。</p> <p>2 例えば、措置法第14条に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、措置法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、それがいったん貸家の用に供された後にその取得の日から1年以内に貸家の用に供されなくなったため同項の規定の適用がないこととなったときにおいても、その後当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を貸家の用に供したときは、当初に貸家の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び貸家の用に供している期間については、措置法第14条の規定の適用を受けることができる。ただし、サービス付き高齢者向け賃貸住宅をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き貸家の用に供しなかったため同項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を貸家の用に供した日以後5年以内の期間のうち貸家の用に供している期間については、同条の規定の適用を受けることができる。</p>
<p align="center">措置法第37条の4《特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>	<p align="center">措置法第37条の4《特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>
<p>(所得税法第58条の固定資産の交換の特例との選択適用)</p>	<p>(所得税法第58条の固定資産の交換の特例との選択適用)</p>
<p>37の4-1,及び措置法令第25条の3第1項《特定の事業用資産を交換した場合の課税の特例の適用がない交換》の規定により、措置法第37条第1項《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の・・・・・・・・。</p>	<p>37の4-1,及び措置法令第25条の3第1項《特定の事業用資産を交換した場合の課税の特例の適用がない交換》の規定により、同法第37条第1項《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の・・・・・・・・。</p>
<p align="center">措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>	<p align="center">措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p>
<p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p>	<p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p>
<p>37の5-9,同条第3項及び措置法令第25条の4第12項から第14項までの規</p>	<p>37の5-9,同条第3項及び措置法令第25条の4第11項から第13項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>定により当該個々の買換資産の取得価額とされる金額は、<u>措置法第37条の5第1項の表の各号ごとに次の算式により計算した金額とする。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>より当該個々の買換資産の取得価額とされる金額は、<u>同法第37条の5第1項の表の各号ごとに次の算式により計算した金額とする。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の5-10、37-27の2、<u>37-30</u>、37の2-1、.。</p>	<p>(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の5-10、37-27の2、37の2-1、.。</p>
<p style="text-align: center;">措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>	<p style="text-align: center;">措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>
<p>(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)</p> <p>41の5-13 措置法第41条の5第1項又は第4項の規定の適用を受けようとする者が、<u>取得期限(同条第7項第1号に規定する「取得期限」をいう。以下この項において同じ。)</u>までに買換資産に該当する家屋.。この場合、<u>取得期限において.。</u></p> <p>(1)、その契約の締結後に生じた災害<u>(その災害について措置法第41条の5第7項第1号括弧書の取得期限の延長の承認を受けている場合のその災害を除く。)</u>その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により.。</p> <p>(2) 買換資産に該当する家屋を<u>取得期限の属する年の翌年12月31日までに取得し、.。</u></p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)</p> <p>41の5-13 措置法第41条の5第1項又は第4項の規定の適用を受けようとする者が、<u>特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに買換資産に該当する家屋.。</u>この場合、<u>特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日において.。</u></p> <p>(1)、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により.。</p> <p>(2) 買換資産に該当する家屋を<u>譲渡資産の特定譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得し、.。</u></p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過的处理・・・特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例についての 取扱い)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)附則第51条第16項の規定によ り、なお効力を有するものとされるものの措置法第37条の規定の適用に関する取扱いについ ては、改正前の例によることに留意する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>